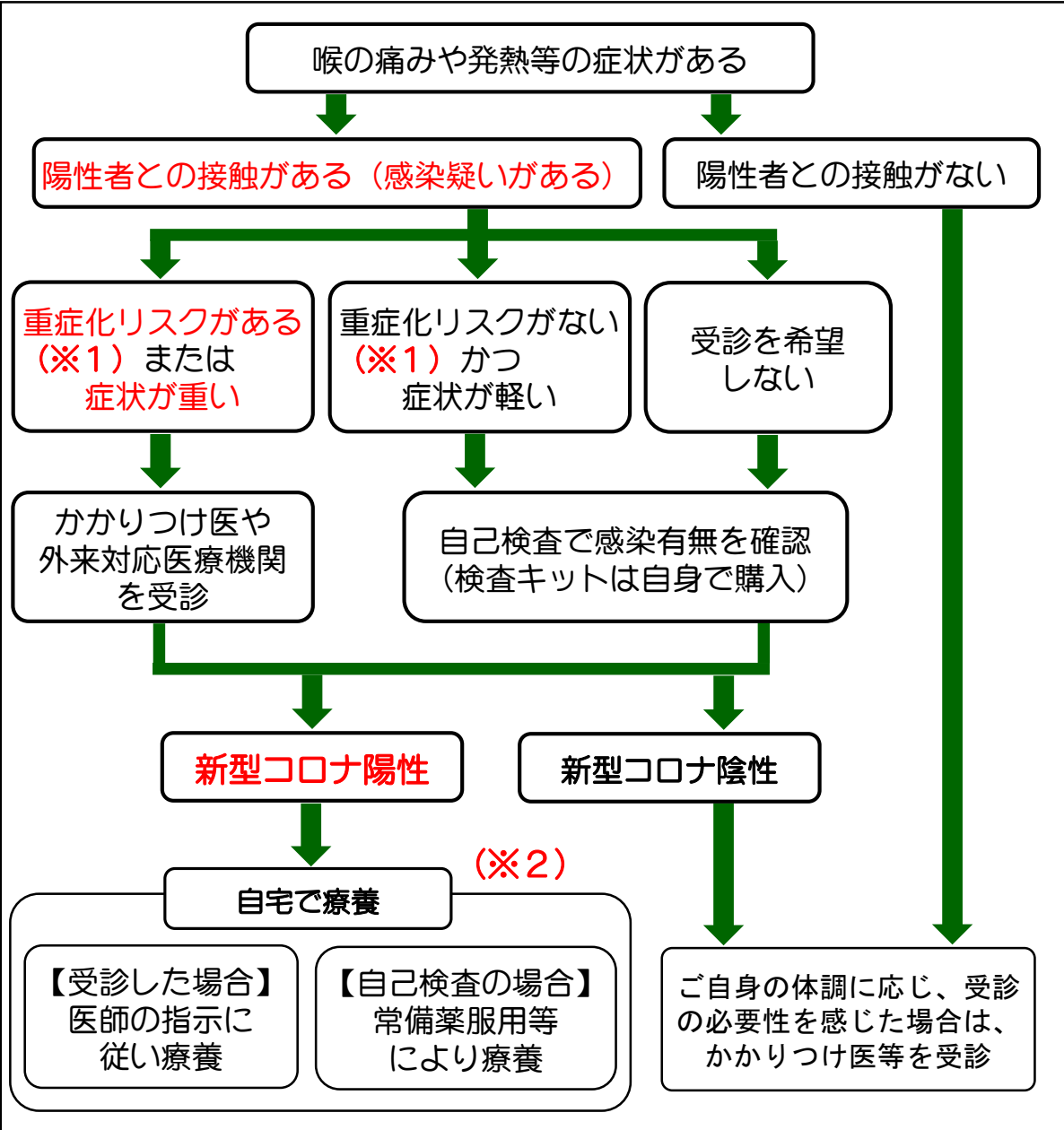


2 発熱等の気になる症状が生じた時の医療機関の受診等について（令和5年5月8日以降）



（※1）重症化リスクがある方

- ①65歳以上の高齢者 ②基礎疾患を有する方 ③妊婦

（※2）5月8日以降の政府が推奨する療養期間の考え方

発症日	発 症 後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後				療養終了（出勤等再開可能）	
発症後2日目に軽快	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後			療養終了（出勤等再開可能）	
発症後3日目に軽快	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後		療養終了（出勤等再開可能）	
発症後4日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了（出勤等再開可能）	
発症後5日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了（出勤等再開可能）

- 発症日の翌日から10日間経過後までは、ウイルスの排出が見込まれますので、**不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者との接触を控える**等、周りの方へ感染させないよう配慮しましょう。
- 外出を控えるかどうかは個人の判断となります**が、社会全体の感染拡大防止のためご協力をお願いします（法律に基づく外出自粛は求められません）。

- 受診先など各種相談は県コールセンター「**青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談**」までお問合せください（年中無休24時間対応）
☎0570-065-965
※令和5年5月8日午前0時～運用開始
※通話料金は、電話をかけた方の負担となります。

詳しくは県ホームページ「**青森県 新型コロナ**」で検索
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/covid19.html>)